

2025年1月15日

株主各位

神戸市東灘区御影本町六丁目11番19号
モロゾフ株式会社
代表取締役社長 山口 信二

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2024年12月13日開催の当社取締役会において、2025年2月1日付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年1月31日（金曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年2月1日（土曜日）付をもって、当社定款第6条を変更し、4,800万株増加して7,200万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025年2月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2025年2月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（通話料無料）